



## 静岡県経済産業部

# 企業の皆様、働く皆様へ 中東情勢、米国関税措置及び物価高騰等 に係る支援策

※本パンフレットは、作成時点に募集中の事業を掲載しています。

令和8年6月1日時点

# 中東情勢米国関税措置及び物価高騰等に係る支援策

相談窓口	中東情勢	中東	1
	米国関税措置関係	関税	2
	参考 【静岡県信用保証協会】 総合相談センター	中東 関税 物価	3
	経営上の課題等に関する相談窓口一覧	物価	4 5
経営課題等について、専門家派遣を利用したい。	中小企業等専門家派遣事業	中東 関税 物価	6
	参考 【経済産業省】 ミカタプロジェクト（自動車部品サプライヤー支援）	中東 関税 物価	7
制度融資を利用したい。	県制度融資「経済変動対策貸付」 通常枠、米国関税対応枠	関税 物価	8
	県制度融資「経済変動対策貸付」 （中東情勢の変化による影響の場合）	中東	9
	県制度融資「脱炭素支援資金」	物価	10
	県制度融資「木材産業等高度化推進資金」	中東 物価	11
	参考 【日本政策金融公庫】 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付） 農林漁業セーフティネット資金	中東 関税 物価	12 13
ロボットやIoT等の導入により生産性向上を図りたい。	中小企業省力化投資補助金	物価	14
独自の新品やサービス展開等により収益力向上を図りたい。	中小企業等収益力向上事業費補助金	中東 物価	15

# 中東情勢、米国関税措置及び物価高騰等に係る支援策

新たなビジネスモデルの構築等に挑戦したい	小規模企業経営力向上事業費補助金	中東 関税 物価	16
取引先との共存共栄の取組を推進したい。	パートナーシップ構築宣言 (取引適正化に関する支援)	中東 物価	17
海外の生産拠点の移転や海外の販路開拓について相談したい。	参考 【JETRO、SIBA】 生産拠点、販路開拓	中東 関税 物価	18
ガス及び電気料金の高騰による影響を軽減したい。	L Pガス及び特別高圧電気料金の高騰による影響緩和のための支援	中東 物価	19
電気料金の価格高騰による影響を軽減したい。	【農業水利施設】電気料金の高騰による影響緩和のための支援	中東 物価	20
雇用の維持を図りたい。	参考 【厚生労働省】 雇用調整助成金	中東 関税 物価	21
就職相談、キャリアカウンセリング等の各種アドバイスを受けたい。	しずおかジョブステーション運営事業	中東 物価	22
資格の取得やスキルアップをして再就職したい。	離職者等再就職支援事業	物価	23
DX等に対応できる人材を育成するための在職者訓練を受けたい。	在職者に向けたDX等業務改善促進支援事業	物価	24
【県民向け】省エネ性能が高い住宅を新築又は購入したい。	省エネ住宅新築等補助制度	中東 物価	25
【医療機関向け】物価高騰の影響を軽減したい。	物価高騰対策支援関連事業	物価	26
【貨物自動車運送事業者向け】物価高騰の影響を軽減したい。	貨物自動車運送事業物価高騰緊急対策事業	中東 物価	27

※県が運営する企業参加型オンラインコミュニティ「しずおか産業創造プラットフォーム」では、県だけでなく国や市町、産業支援機関の最新の補助金等の支援情報の検索が可能です。






# 相談窓口（中東情勢）

中東

窓口	相談内容	連絡先
産業全般	総合的な相談	経済産業部政策管理局産業政策課 054-221-2650
	経営に関する相談	静岡県産業振興財団 054-273-4434
	資金繰りに関する相談	経済産業部商工業局商工金融課 054-221-2525
農業者	経営安定に関する相談	経済産業部農業局農業戦略課 054-221-3290
林業者	経営安定に関する相談	経済産業部森林・林業局林業振興課 054-221-2653
水産業者	経営安定に関する相談	経済産業部水産・海洋局水産振興課 054-221-2658
農林水産物・食品の輸出に関する相談		経済産業部産業革新局マーケティング課 054-221-3713

## 国の特別相談窓口

窓口	内容
中東情勢関連対策ワンストップポータル	中東情勢に関する国の施策が掲載されています。 
燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供の受付フォーム	買い占めや売り残しなどの影響が生じる場合に備えて、事業者や消費者の皆様からの情報提供を受け付けます。 
住宅建材・設備の調達に関する情報提供フォーム	住宅建材・設備の調達状況について情報提供を受け付け、流通の円滑化を図っています。 

中小企業、小規模事業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30~17:15（土日祝日を除く）	中小企業・小規模事業者の経営上の課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

最寄りの商工会・商工会議所でも相談を受け付けています。  
いずれの窓口も相談は無料です。

県ポータルサイト  
(静岡県HP)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyo/shigoto/keizaisangyo/1082377/index.html>



# 相談窓口（米国関税措置関係）

関税

中小企業、小規模事業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30～17:15（土日祝日を除く）	中小企業・小規模事業者の経営上の課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

窓口	相談内容	連絡先
静岡県経済産業部		静岡市葵区追手町9-6
商工金融課	中小企業への融資など 資金繰りに関する相談	電話 054-221-2525
農業戦略課	経営安定等に関する相談	電話 054-221-3290
林業振興課		電話 054-221-2653
水産振興課		電話 054-221-2658
マーケティング課	農林水産物・食品の輸出に関する相談	電話 054-221-3713

## 【参考】国等の特別相談窓口

区分	内容	連絡先
静岡県信用保証協会 総合相談センター	資金繰り支援・経営支援など	電話 中部：0120-783-507 西部：0120-783-508 東部：0120-783-509
静岡県中小企業団体中央会	中小企業・小規模事業者に対する経営に関する相談	電話 054-254-1511 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館5階
静岡県よろず支援拠点 [静岡商工会議所] 9:30～12:00,13:00～17:00 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者が抱える経営課題についてワンストップで対応	電話 054-253-5117 静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビル6階
日本政策金融公庫	資金繰りに関する相談に対応	電話 静岡支店 中小企業事業：054-254-3631 国民生活事業：0570-049824 電話 浜松支店 中小企業事業：053-453-1611 国民生活事業：0570-049890 電話 沼津支店 国民生活事業：0570-050737
商工中金		電話 静岡支店：054-254-4131 浜松支店：053-454-1521 沼津支店：055-920-5000

最寄りの商工会・商工会議所でも相談を受け付けています。

いずれの窓口も相談は無料です。

各種相談窓口  
(静岡県HP)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/keizaisangyo/1071636.html>

## 【静岡県信用保証協会】

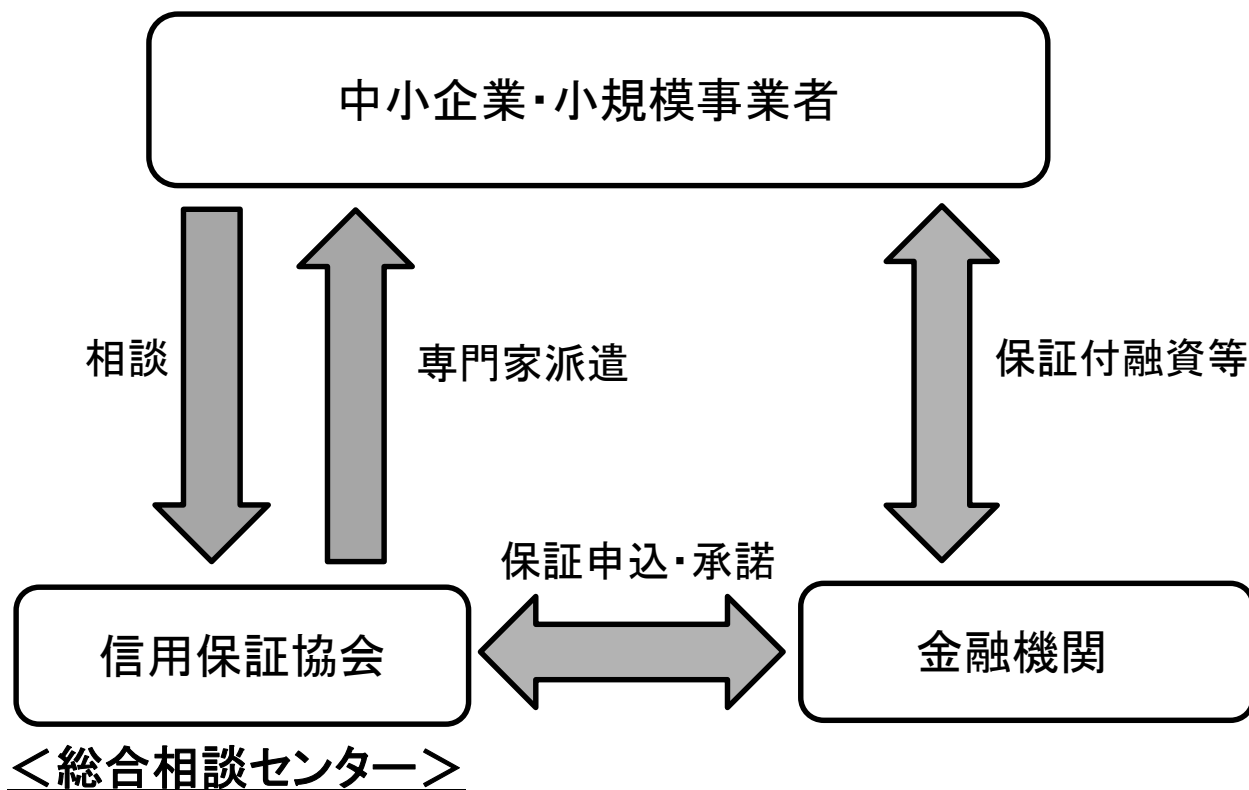
## 総合相談センター

中東

関税

物価

静岡県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者を対象に、ライフステージに応じたさまざまな相談にお応えする総合相談センターを静岡・浜松・沼津に開設しています。



保証付き融資や専門家派遣などを組み合わせることによって、資金繰り支援・経営支援を行います。

静岡県信用保証協会

中部総合相談センター (0120-783-507)

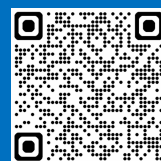
(本店営業部)

西部総合相談センター (0120-783-508)

(浜松支店)

東部総合相談センター (0120-783-509)

(沼津支店)



# 経営上の課題等に関する相談窓口

中東

物価

中小企業、小規模企業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県よろず支援拠点 [静岡商工会議所] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者が抱える経営課題についてワンストップで対応	電話 054-253-5117 静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビル6階
静岡県中小企業活性化協議会 [静岡商工会議所] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	経営面の課題を抱える中小事業者に伴走し、金融機関等と協力しながら実践的、効果的に支援	電話 054-253-5118 静岡市葵区黒金町 20-8 静岡商工会議所会館3階
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30~17:15 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者の経営上の課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階
取引かけこみ寺 [(公財)静岡県産業振興財団] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	中小事業者が抱える取引上のトラブル(代金未払い、単価引き下げ要求、買ったたきなど)について、専門家が問題解決に向けて助言	電話 0120-418-618 ※全国共通 静岡県内からかけると静岡県のかけこみ寺につながります。 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館4階

最寄りの商工会議所・商工会でも各種相談を受け付けています。  
いずれの窓口も相談は無料です。

## 【参考】専門家派遣


区分	内容	連絡先
中小企業等専門家派遣事業 [(公財)静岡県産業振興財団]	中小企業者等が抱える経営上の問題(物価高騰に関連する課題も含まれます)に対して専門家を派遣し助言 ※経費の1/3は自己負担	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階
価格転嫁促進支援事業 (価格転嫁支援員派遣) [(一社)静岡県中小企業診断士協会]	価格転嫁に関する困りごとについて価格転嫁支援員(中小企業診断士)を派遣し助言 ※経費なし	電話 090-8896-5932 静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート3階
小規模企業ビジネスパワーアップ支援事業 [商工会議所・商工会]	小規模事業者の多岐に渡る経営上の課題(物価高騰に関連する課題も含まれます)の解決に向けて、要請に応じて専門家を派遣し助言 ※経費の1/3は自己負担	最寄りの商工会議所・商工会 静岡県商工会連合会 電話 054-255-8080

# 経営上の課題等に関する相談窓口

中東

物価

農業経営に関する各種相談は、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県農業経営・就農支援センター [ (公社) 静岡県農業振興公社内 ] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (年末年始・土日祝日を除く)	農業者が抱える経営課題について 対応	電話 054-250-8988 静岡市葵区茶町 2-8-1銀行会館内 

農林水産業に関するご相談は、下記連絡先にお問い合わせください。

※9:30~12:00, 13:00~17:15 (年末年始・土日祝日を除く)

窓口	相談分野	連絡先
静岡県経済産業部 静岡市葵区追手町9-6	農業戦略課	農業 054-221-2669
賀茂農林事務所 下田市中531-1	企画経営課	農業 0558-24-2076
	森林整備課	林業 0558-24-2082
東部農林事務所 沼津市高島本町1-3	企画経営課	農業 055-920-2160
	森林整備課	林業 055-920-2169
富士農林事務所 富士市本市場441-1	企画経営課	農業 0545-65-2321
	森林整備課	林業 0545-65-2202
中部農林事務所 静岡市駿河区有明町2-20	企画経営課	農業 054-286-9276
	森林整備課	林業 054-286-9066
志太榛原農林事務所 藤枝市瀬戸新屋362-1	企画経営課	農業 054-644-9225
	森林整備課	林業 054-644-9243
中遠農林事務所 磐田市見付3599-4	企画経営課	農業 0538-37-2285
	森林整備課	林業 0538-37-2301
西部農林事務所 浜松市中央区中央1-12-1	企画経営課	農業 053-458-7209
西部農林事務所 天竜農林局 浜松市天竜区二俣町鹿島559	森林整備課	林業 053-926-3124
静岡県経済産業部 静岡市葵区追手町9-6	水産振興課	水産業 054-221-2744
水産・海洋技術研究所 焼津市鰯ヶ島136-24	普及総括班	水産業 054-627-1816

# 中小企業等専門家派遣事業

中東

関税

物価

中小・小規模事業者等の経営等に関する課題解決を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

<b>ご利用いただける方</b>	中小・小規模事業者等
<b>経営相談の概要</b>	(派遣可能な専門家) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士、ITコーディネータなどの派遣元に登録している専門家  (相談例) 労務管理、事業計画の見直しの相談のほか、資金繰りの安定化、生産性の向上など
<b>費用負担等</b>	専門家への謝金及び旅費の2 / 3を県が負担します。 ※1回(日)につき1万円~2万円程度ご負担いただきます。 ※利用回数には上限があります。
<b>お申込み先</b>	静岡県産業振興財団又は最寄の商工会・商工会議所、静岡県中小企業団体中央会で受付中です。 ※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434 ※静岡県商工会連合会 電話 054-255-8080 ※静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511

経営支援課 (054-221-2526)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1043026.html>



お問合せ先等

# ミカタプロジェクト（自動車部品サプライヤー支援）

中堅・中小自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施します。

<b>ご利用 いただける方</b>	中堅・中小の自動車部品サプライヤー
<b>支援内容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○個別相談 コーディネーター（自動車メーカーのOB等）が、相談企業の悩み事をヒアリングし、経営・技術相談が受けられます。</li> <li>○セミナー等 自動車業界の潮流、CASEやカーボンニュートラル等に関するセミナー等を開催し、最新情報を提供します。</li> <li>○専門家派遣 サプライヤーの相談内容に応じて、専門家派遣や各種支援機関との協力により、課題の解決を目指します。</li></ul>

（公財）浜松地域イノベーション推進機構  
次世代自動車センター浜松（053-489-8111）

<https://auto-supplier-mikata.go.jp/base-list/hai/>



# 県制度融資「経済変動対策貸付」

## 通常枠、米国関税対応枠

関税

物価

**米国関税措置による影響を受けた事業者が「経済変動対策貸付」を利用する場合の要件を緩和するとともに、融資枠を拡充しました。**

**※「経済変動対策貸付（通常枠）」もご利用いただけます。**

資金名	経済変動対策貸付 (通常枠)	経済変動対策貸付 (米国関税対応枠)
融資枠	100億円	
融資対象者	県内において、1年以上同一事業を営んでいる中小企業、組合	
融資要件	○売上高減少要件 最近3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少している中小企業者	○売上高減少要件 米国関税措置により、 <u>直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる</u> 中小企業者
資金使途	設備資金、運転資金	
融資限度額	5,000万円	経済変動対策貸付全体で <u>8,000万円</u>
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）	
融資利率	1.50%または1.60% (固定)	1.60% (固定)
保証制度	信用保証協会の保証必須	
	・普通保証 (0.28~1.20%) ・SN保証等(0.50%~0.80%)	・普通保証 (0.28~1.20%) ・SN5号(0.58%)
取扱期間	通年	令和7年6月11日~令和9年3月31日

県内金融機関 商工金融課 (054-221-2513)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1073102.html>



お問合せ先等

# 県制度融資「経済変動対策貸付」 (中東情勢の変化による影響の場合)

中東

**中東情勢の変化による影響を受けた事業者が「経済変動対策貸付」を利用する場合の要件を緩和しました。**

**※「経済変動対策貸付（通常枠）」もご利用いただけます。**

資金名	経済変動対策貸付 (通常枠)	経済変動対策貸付 (中東情勢の変化による影響の場合)
融資枠	100億円	
融資対象者	県内において、1年以上同一事業を営んでいる中小企業、組合	
融資要件	①最近3か月の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回る かつ  ②最近3か月の粗利益が前年同期比5%以上減少	①最近1か月の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回る かつ  ②最近1か月の粗利益が前年同期比5%以上減少
資金使途	設備資金、運転資金	
融資限度額	5,000万円	
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）	
融資利率	1.50%または1.60% (固定)	1.60% (固定)
保証制度	信用保証協会の保証必須	
	・普通保証 (0.28~1.20%) ・SN保証等(0.50%~0.80%)	・普通保証 (0.28~1.20%) ・SN5号(0.58%)
取扱期間	通年	令和8年5月1日~令和9年3月31日

県内金融機関 商工金融課 (054-221-2513)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1082184.html>



お問合せ先等

# 県制度融資「脱炭素支援資金」

物価

**新エネ・省エネ、脱炭素に係る取組を支援する**中小企業向け制度融資です。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	<p>① 新エネ・省エネ設備等を導入しようとするもの ア 下記の8設備を導入する場合、又はこれらの設備と複合的に省エネ効果のある設備等を導入する場合（特別型） 〔 太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備、バイオマス熱利用設備 〕 イ それ以外（一般型）</p> <p>② 温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出したもの ③ EV、FCV等の温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等を導入しようとするもの ④ 環境性能評価（CASBEE静岡）でBEEランクがS又はAの評価を受けた工場等建築物を建築するもの</p>
融資限度額	1億円（天然ガスコージェネレーション：3億円）
融資期間	10年以内（据置期間：1年以内）
融資利率	1.40%以内【利子補給0.67%以内】 （上記①イと②の場合1.60%以内【利子補給0.47%以内】）
保証制度 保証料率	（普通、エネルギー需給安定対策）0.30%～1.30% （エネルギー対策）0.98%

県内金融機関  
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028459.html>



お問合せ先等

木材の生産及び流通を円滑にすることや、効率的・安定的な林業経営を行うための取組に活用できる**低利の運転資金**です。

項目	内容
資金使途	運転資金（人件費、輸送費、燃料費、電力費など）
対象者	次に掲げる者で、 <b>合理化計画</b> を作成し、都道府県知事の認定を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業を営む者（森林組合、素材生産業者等）</li> <li>・ 木材産業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）に属する事業を営む者</li> </ul>
限度額	<b>1億円</b> （特認2～4億円）
利率	短期資金 1.95～2.25%（固定） 長期資金 2.20～2.85%（固定）
償還期間	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内（うち据置期間1年）
担保保証人	指定金融機関の定めるところによる

経済産業部森林・林業局林業振興課（054-221-3618）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041031/1060648/1060870/1059847/1059850.html>



## 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している  
中小企業、小規模事業者の経営基盤の強化を支援します。

	国民生活事業	中小企業事業
制度名	経営環境変化対応資金 （セーフティネット貸付）	
融資限度額	7,200万円	7億2,000万円
融資期間	設備資金：20年以内（うち据置期間：3年以内） 運転資金：10年以内（うち据置期間：3年以内）	

※制度の詳細は下記のURLを御確認ください。

日本政策金融公庫 県内各支店

静岡支店

中小企業事業：054-254-3631

国民生活事業：0570-049824

浜松支店

中小企業事業：053-453-1611

国民生活事業：0570-049890

沼津支店

国民生活事業：0570-050737



お問合せ先  
等

## 農林漁業セーフティネット資金

経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している農林水産業経営の維持・再建を支援します。

項目	内容
資金使途	経営安定に必要な資金
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借り入れ当初5年間金利負担軽減</li> <li>・実質無担保・無保証人による融資</li> </ul>
活用可能な方	資金繰りの悪化等により、経営の安定が必要な主業農林漁業者等
融資要件	詳細は日本政策金融公庫のHPを御確認ください
融資限度額	一般：1,200万円 特認：年間経営費等の12/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合） ※通常限度額（一般：600万円、特認：6/12以内）から上限が緩和されています（令和8年4月末現在）
融資期間	15年以内（うち据置期間3年以内）

日本政策金融公庫  
 静岡支店 農林水産事業（054-205-6070）

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.html>



## 中小企業省力化投資補助金

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

## 補助対象事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むもの

## 補助対象経費

省力化製品の設備投資における（1）製品本体価格、（2）導入に要する費用（導入経費）

## 補助率等

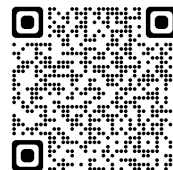
従業員数	補助率	補助上限額	
		賃上達成した場合※	
5名以下	1/2	200万円	300万円
6～20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※公募期間や公募条件等の最新の情報は、中小企業省力化投資補助事業事務局 ホームページをご確認ください。

お問合せ先等

補助事業事務局コールセンター（9時30分～17時30分）  
（0570-099-660 または03-4335-7595）  
中小企業省力化投資補助事業事務局HPをご参照ください。



<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

# 中小企業等収益力向上 事業費補助金（2次募集）

中東

物価

独自の新品やサービス展開、デジタル技術導入による生産性向上など、**収益力向上のための新しい取組に対し補助**します。

内 容		
区分	通常枠	DX推進枠
対象	付加価値の向上を目標とする最長2年間の事業計画を策定して行う下記のI又はIIの事業 I 承認された経営革新計画に基づく事業 II 収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業	付加価値の向上を目標とする最長2年間の事業計画を策定して行う左記のI又はIIの事業で、デジタル技術（AI、ICT、IoT、ビッグデータ、RPA等）を活用した新たな商品・サービスの開発、業務の効率化・高度化等に取組む事業
補助上限	上限 500 万円（下限50万円） ※上限 700 万円	上限 700 万円（下限50万円） ※上限 1,000 万円
補助率	補助対象経費（税抜）の1/2以内（千円未満切捨） ※補助対象経費（税抜）の2/3以内（千円未満切捨）	
期間	交付決定日から令和8年12月31日まで	
募集期間	2次募集：令和8年6月1日から6月30日まで	
詳細	（公財）静岡県産業振興財団のHP <a href="https://www.ric-shizuoka.or.jp/keiei/shuekiriyoku-chinage.html">https://www.ric-shizuoka.or.jp/keiei/shuekiriyoku-chinage.html</a>	

※令和7年4月以降、補助事業が完了するまでの間に、3.5%以上の賃金引上げ要件を満たす事業者については、補助上限額及び補助率を上げます。

経済産業部 商工業局 経営支援課（054-221-3164）

お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1081779.html>

# 小規模企業経営力向上 事業費補助金（2次募集）

中東

関税

物価

物価高騰等による経営環境の変化に対応した、新たなビジネスモデルの構築等に挑戦する小規模事業者を支援します。

区分	内容
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業 以下の要件のすべてを満たすもの ①新たに取り組む又は既存のものを大幅に改善するもの ②新たな需要開拓又は生産性向上を目指すもの ③将来の経営革新計画承認取得を目指すもの</li><li>○経費 ・開発費、機械装置等費、展示会等出展費、専門家謝金、外注費等</li><li>○事業者 ・物価高騰の影響を受けている小規模事業者</li></ul>
補助額	<ul style="list-style-type: none"><li>○補助率 補助対象経費の2/3以内</li><li>○限度額 50万円</li></ul>
期間	交付決定日から令和9年1月10日まで
募集期間	2次募集：令和8年5月11日から6月22日まで
申請書の 入手先	静岡県経営支援課のHP <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1028489.html">https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1028489.html</a>

経営支援課（054-221-2807）

お問合せ  
先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1028489.html>



# パートナーシップ構築宣言 (取引適正化に関する支援)

中東

物価

## 内閣府・中小企業庁・(公財)全国中小企業振興機関協会

- ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言  
以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。
  - サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
  - 委託事業者と中小受託事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
  - その他独自の取組※受託中小企業振興法に基づく基準  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)
- ②「宣言」は(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに公表
- ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使用可能
- ④一部の補助金について加点措置を講じます。
  - 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。



### 「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局  
● 中小企業庁取引課 03-3501-1511

### 「宣言」の提出・掲載について

- (公財)全国中小企業振興機関協会  
03-6228-3802  
提出先URL: <https://www.biz-partnership.jp>



## 静岡県

産官労金の4者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、「適切な価格転嫁」の機運醸成に連携して取り組んでいます。

### <優遇措置・メリット等>

- 県補助金の加点措置等の実施
- 官公需における公契約条例に基づく優先発注
- 取引適正化に関連する講習会や価格交渉支援セミナーを開催
- 適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置
  - ・ (公財)静岡県産業振興財団取引支援チーム (054-273-4433)

経済産業部 商工業局 商工振興課・地域産業課

TEL: 054-221-2182・2812



お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>


# 生産拠点、販路開拓

中東

関税

物価

海外の生産拠点の移転や海外の販路開拓について支援します。

窓口	対応	連絡先
<p>J E T R O [日本貿易振興機構] 9:00~17:00 (土日祝日を除く)</p>	<p>貿易等に関する各種相談に対応</p>	<p><u>J E T R O 静岡</u> 電話 054-352-8643 静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5階</p> <p><u>J E T R O 浜松</u> 電話 053-450-1021 浜松市中央区東伊場2丁目7番1号 浜松商工会議所会館5階</p> <p><b><u>ジェトロ本部「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」</u></b> 電話 03-3582-5651</p> <p><a href="https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html">https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html</a></p> 
<p>S I B A (シーバ) [(公社)静岡県国際経済振興会] 9:00~17:00 (土日祝日を除く)</p>	<p>海外進出、輸出販路開拓等、海外ビジネス各種相談に対応</p>	<p>電話 054-254-5161 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階</p> <p><a href="https://www.siba.or.jp/trade/">https://www.siba.or.jp/trade/</a></p> 

# LPガス及び特別高圧電気料金の高騰による影響緩和のための支援

中東

物価

国の物価高対策に呼応し、令和7年度12月補正として、**LPガス料金及び電気料金（特別高圧電力）の高騰による影響を緩和するため、支援を行います。**

## LPガス料金高騰対策緊急支援事業費助成

LPガス利用者の負担軽減を図るため、小売事業者に使用料金の値引き原資を支援します。

区分	内容
支援方法	小売事業者に値引き原資を補助し、一般消費者等の料金を値引き
支援対象	LPガス（プロパンガス）を利用する一般家庭、事業所（工業用を除く）
支援額	上限 1,000円/戸
対象期間	令和8年1月～3月
備考	事業に参加するLPガス販売事業者が値引きを行いますので、消費者の方は申請不要です

## 特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成

エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者の事業継続を引き続き支援するため、特別高圧契約で受電する中小企業等に対して、支援金を支給します。

区分	内容
支援対象	特別高圧電力を受電している中小企業等
支援額	2. 3円/kWh（令和8年1、2月使用相当分） 0. 8円/kWh（ " 3月使用相当分）
対象期間	令和8年1月～3月
備考	申請期限：令和8年7月31日 詳細は静岡県特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局ホームページを御確認ください

お問合せ先等

静岡県特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局  
（平日9：00～17：00） （050-5369-9431）



<https://sigma-jp.co.jp/landing/shizuokaHighV/index.shtml>

# 【農業水利施設】電気料金の高騰による影響緩和のための支援

中東

物価

国の経済対策に呼応し、令和7年度12月補正予算として、電気料金の価格の高騰による影響を緩和するため、支援を行います。

## 農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金

区分	内容
支援対象	農業水利施設を管理する土地改良区等
支援額	7/10以内（農業水利施設の電気料金高騰分）
対象期間	令和7年6月～令和8年3月(農林水産省の省エネ推進支援金を申請した場合は令和7年10月～令和8年3月)
申請先	静岡県土地改良事業団体連合会
申請期間	令和8年4月24日(金)～令和8年6月30日(火)
備考	省エネ対策の実施が要件となります。詳細は農地整備県HP(※)をご覧ください。 ※ <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041030/1074520/1047863.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041030/1074520/1047863.html</a>

農地整備課（054-221-2641）

お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041030/1074520/1047863.html>

## 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用の一部を助成します。

※支給要件などの詳細は、厚生労働省雇用調整助成金ホームページでご確認ください。

項目	内容	
支給対象となる事業主の要件	売上高または生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること ほか	
助成対象となる労働者	支給対象となる事業主に雇用される雇用保険被保険者 ※一部対象とならない労働者もいます。	
助成額の算定方法	休業・教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額 × 助成率 ※ 助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業) ※ 日額上限額 8,870円 (1人1日当たり)</li> <li>教育訓練を実施した場合は、訓練加算あり 1,200円 (1人1日当たり)</li> <li>累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは、教育訓練実施率により、助成率及び教育訓練加算額が変動する。</li> </ul>
	出向	<ul style="list-style-type: none"> <li>出向元事業主の出向労働者の賃金に対する負担額 × 助成率 ※ 助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業)</li> </ul>
申請方法等	窓口・郵送・オンライン	
申請書の入手先	厚生労働省雇用調整助成金ホームページ (下記URLまたは二次元コード)	

静岡労働局 助成金センター  
(054-653-6118)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_20200515.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html)




「しずおかジョブステーション」では、学生・若者や中高年齢者など**求職活動を行うすべての方に対し就職支援を実施**しています。

区 分	内 容
就職相談・心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"><li>○学生、若者、就職氷河期世代、中高年齢者など、年代や個々の状況に応じた就職相談、各種アドバイスを就職サポーターが行います。</li><li>○臨床心理士が就職に向けて心の健康相談を行います。</li></ul>
外国人向けの相談	<ul style="list-style-type: none"><li>○日本語を話せない方が、仕事の相談や面接の練習ができるよう外国語の通訳を配置しています。 (しずおかジョブステーション西部：ポルトガル語)</li></ul>
セミナー	<ul style="list-style-type: none"><li>○年代やニーズなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。</li></ul>
場所	<ul style="list-style-type: none"><li>○しずおかジョブステーション東部 (055-951-8229) 場所：沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル 2階</li><li>○しずおかジョブステーション中部 (054-284-0027) 場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル 3階</li><li>○しずおかジョブステーション西部 (053-454-2523) 場所：浜松市中央区中央1-12-1 県浜松総合庁舎 1階</li></ul>

# 離職者等再就職支援事業

**離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を実施します。**

区分	内容
事業内容	再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。
応募資格	○ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、 かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方 (就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。)
申込先	住所を管轄するハローワークへお申込みください。
実施場所	県立工科短期大学校等が委託する民間教育訓練機関
訓練期間	2～24ヶ月（訓練コースによって異なります。）
訓練内容	○介護分野、デジタル分野、パソコンスキル ○会計・簿記、医療・調剤事務 ほか 詳細は、以下のHPをご覧ください。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">職業能力開発課 離転職者訓練</div> <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html">https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html</a>
募集期間	<b>募集期間は訓練コースにより異なります。</b> 上記のHPをご確認いただくか、工科短期大学校等にお問い合わせください。
連絡先	<東部> 工科短期大学校 沼津キャンパス TEL055(925)1072 <中部> 工科短期大学校 静岡キャンパス TEL054(345)3098 <西部> 浜松技術専門学校 TEL053(462)5602

職業能力開発課（054-221-2821）


お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html>

# 在職者に向けたDX等 業務改善促進支援事業

物価

社会・経済環境が急速に変化する中、**DX等に対応できる人材を育成するための在職者訓練を実施します。**

区分	内容
ご利用 いただける方	民間企業等で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方
事業内容	DXの基礎・実践、3次元設計、IoT活用などの技術革新に対応した訓練を実施し、中小企業等の労働生産性向上による業務改善を支援します。
訓練 内容	<p><b>DX、デジタル化 対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○DX基礎、実践 VBAテクニック、ノーコードツール、生成AI など</li><li>○情報通信分野 IoTを活用したアプリ開発、組込みプログラムなど</li><li>○企業との連携訓練、成長産業等 射出成形、ロボット操作、3Dプリンタ活用、 非鉄金属加工、5軸制御加工機、 3次元機械CAD、CAE など</li></ul> <p>詳細は、以下のHPをご覧ください。 </p> <div data-bbox="1106 1449 1335 1535" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">職業能力開発課 在職者訓練</div> <p><a href="https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html">https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html</a></p>
実施機関	工科短期大学校、浜松技術専門校が実施します。

お問合せ  
先等

職業能力開発課（054-221-2821）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html>

# 省エネ住宅新築等補助制度

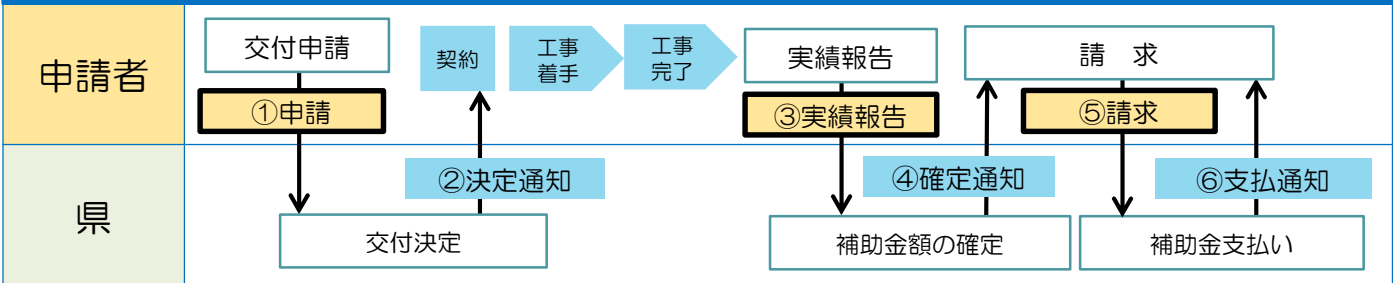
中東

物価

省エネ性能が高い住宅の新築及び購入に対して助成します！

<b>申請期間</b>	令和8年5月11日～令和8年10月14日 ※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。
<b>申請方法</b>	オンライン（下記ホームページ内の受付フォームから申請してください。） <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/garden/1081550/1081830.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/garden/1081550/1081830.html</a>
<b>補助要件</b>	<p>①戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入</p> <p>②県内中小工務店※<sup>1</sup>が施工</p> <p>③ZEH水準※<sup>2</sup>の省エネ性能を満たすこと</p> <p>④子育て世帯及び若者夫婦世帯※<sup>3</sup>を除く世帯</p> <p>※<sup>1</sup> 直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数平均が50戸/年未満である事業者（住宅フランチャイズに加盟しているものを除きます。）</p> <p>※<sup>2</sup> 断熱性能及び一次エネルギー消費量の削減のみを要件とします。（太陽光発電等の再生可能エネルギーは要件としません。）</p> <p>※<sup>3</sup> 子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯 ※子育て世帯・若者夫婦世帯は国の「みらいエコ住宅2026事業」が利用できます。</p>
<b>補助額</b>	定額40万円 + 最大40万円加算（最大80万円）

## 申請から支払までの流れ



くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課 (054-221-3084)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/garden/1081550/1081830.html>



お問合せ先等

## 物価高騰対策支援関連事業

**物価高騰の影響を受けている医療機関やこどもの居場所を支援します。**

区分	内容		お問い合わせ先
	支援対象	支給額	
医療分野賃上げ・物価上昇対策支援事業費助成	診療所（医科、歯科） 保険薬局 訪問看護ステーション	無床診療所： 32万円以内/施設 ほか  ※対象施設ごとに異なりますので、詳細は県HPにて御確認ください	医務課 054-221-2418  <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/1047628/1079329/index.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/1047628/1079329/index.html</a>
精神科救急医療体制運営事業費助成	精神科救急医療体制 参画病院  ※令和8年1月1日時点で指定を受けている施設	500万円/施設 ほか	障害福祉課 054-221-2920
こどもの居場所物価高騰対策支援事業費	こどもの居場所  ※静岡県の「こどもの居場所一覧」に登録されている個人又は団体で、令和7年度に6回以上の開催実績がある者	2.5万円/施設	静岡県こどもの居場所物価高騰対策支援金事務局 050-3629-6003

# 貨物自動車運送事業 物価高騰緊急対策事業費

中東

物価

物流の安定化を図るため、物価高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者の車両維持を支援します。

## ・制度概要

対象事業者 (全てを満たす事業者)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送事業を行う者</li> <li>・静岡県内に本社又は事業所を置く者</li> </ul>
対象車両 (全てを満たす車両)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業の用に供する自動車</li> <li>・静岡県内に使用の本拠の位置がある自動車</li> <li>・令和8年3月31日時点で有効な車検証を備え付けている自動車</li> </ul> ※二輪自動車・被けん引車を除く
補助額	自動車の種別が「普通」「小型」	車両数 × 1万円
	自動車の種別が「軽自動車」	車両数 × 2千円
申請受付期間		令和8年5月12日(火)～令和8年6月30日(火) ※消印有効

## ・申請・問い合わせ先(受付時間 10:00～16:00)

区分	申請・問い合わせ先	電話番号
静岡県トラック協会員	所属の静岡県トラック協会各支部	-
静岡県トラック協会員でない者	静岡県トラック協会本部 (静岡市駿河区池田126-4)	054-283-1910

お問合せ先等

静岡県トラック協会各支部 / 静岡県トラック協会本部

<https://www.szta.or.jp/bukkakoto-mikaiin/>